

# 令和3年度から介護保険料が変わります

津別町では、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第8期（令和3年度から令和5年度）の3年間、介護保険が健全に運営できるよう介護保険料の改定を行ないます。

**基準額が月額4,900円（年額58,800円）になります** ※100円未満切捨て

第8期（令和3年度から令和5年度）の基準額が月額4,900円に改定となります。第7期（平成30年度から令和2年度）の月額4,440円と比較すると、月額460円の増額となります。

**基準額の決め方：介護サービスの総給付費 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額**

この基準額を基に、世帯の所得によって保険料が決まります。第8期の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	新保険料 (年額)	旧保険料
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50	29,400円	26,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	↓負担軽減適用 基準額×0.30	↓ 17,600円	↓ 16,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.65	38,200円	34,600円
		↓負担軽減適用 基準額×0.50	↓ 29,400円	↓ 26,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	44,100円	39,900円
		↓負担軽減適用 基準額×0.70	↓ 41,100円	↓ 37,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	52,900円	47,900円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	58,800円	53,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	70,500円	63,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	76,400円	69,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	88,200円	79,900円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	99,900円	90,500円

## 《保険料上昇の主な理由》

高齢化に伴う介護サービス利用（人数・回数等）の増加＝介護給付費の増加  
※第8期の介護保険料の設定においては、保険料の上昇を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、基準額を月額230円引き下げました（第7期の引き下げ額は430円でした）。

### 介護保険料の上昇を抑えるために！

2025年には、団塊世代の方が75歳を迎え、高齢者人口のピークを迎えると全国的に言われていますが、高齢者人口だけでみますと津別町はすでにピークを迎えています。今後は、介護状態になりやすい75歳以上の割合が高くなっていくことが予測されています。介護サービス費が増加すると、介護保険料が上昇していく一方です。介護保険料の上昇を抑えるために、

- ①一人でも多くの方が介護予防に取り組んでいただく必要があります。
- ②介護予防は健康であること。
- ③適度な軽運動とバランスの良い食事を取りましょう（町内で実施されている運動教室もあります）。日々のお散歩やお友だちとの集まりも立派な介護予防です。ぜひ、みなさんで取り組んでいきましょう！



問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係⑬番窓口 ☎76-2151（内線230）

# 風しんの抗体検査を受けましょう！

## ＜対象者＞

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

まだ検査を受けていない方には3月上旬にハガキでお知らせしましたが、すでにお送りしている無料クーポン券の有効期間が延長し、2022年3月31日まで使用できるようになりました。

（有効期限が2020年・2021年3月と表示されていても、2022年3月まで使えます）

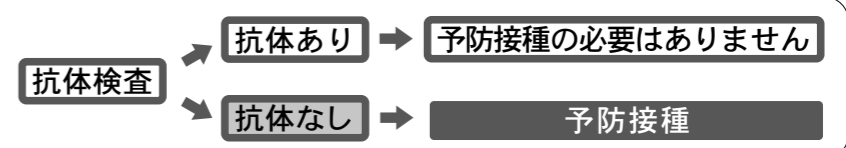
まだ受けていない方はぜひ受けましょう。

「引っ越してきてからクーポン券をもらっていない」「なくしてしまった」など、お手元にクーポン券がない方は再発行できます。役場健康推進係までお問い合わせください。



## 《抗体検査・予防接種の流れ》

まずは、風しんの抗体があるか検査をし、「抗体なし」の場合は、予防接種を受けましょう。



☆風しん対策の詳しい情報を知りたい場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

☆クーポン券は、全国多くの医療機関で使えます。お勤め先の職場の健康診断や津別町の集団健診でも使えますので、詳しくは受診先にご確認ください。

問い合わせ先 保健福祉課 健康推進係 保健師 ☎76-2151（内線231）

# 道の交通事故相談所をご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。相談は無料です。

## 《北海道交通事故相談所（道庁）》

面接（予約制）、電話、文書（メール・FAXを含む）等で相談をお受けしています。

面接・電話	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階	〈相談時間〉 月～金曜日 9時～17時 (受付 9時～16時30分)
	直通 ☎050-3533-4703	
FAX	011-232-7452	
メール	kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp	

## 《交通事故巡回相談を次の日程で行います》

実施場所／時間帯	令和3年度 交通事故巡回相談日程	備考
北見会場（北見市青葉町5番16号） 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局へ 巡回相談 13:00～16:00	4月1日（木）	10月6日（水）
	5月10日（月）	11月1日（月）
	6月2日（水）	12月1日（水）
	7月7日（水）	1月5日（水）
	8月4日（水）	2月2日（水）
	9月1日（水）	3月2日（水）
網走会場（網走市北7条西3丁目） オホーツク総合振興局 交通事故相談所 巡回相談 10:00～14:00	4月2日（金）	10月7日（木）
	5月11日（火）	11月2日（火）
	6月3日（木）	12月2日（木）
	7月8日（木）	1月6日（木）
	8月5日（木）	2月3日（木）
	9月2日（木）	3月3日（木）

※巡回相談には予約が必要です。予約は、相談日の週の月曜日まで（祭日等の場合は、前の週の金曜日まで）、または相談日2日前の正午まで。

《巡回相談の予約・問い合わせ先》  
オホーツク総合振興局保健環境部  
環境生活課道民生活係  
☎0152-41-0627